

## 西東京市立公園条例改正（案）の概要

### 1 背景及び趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(地域主権推進一括法)による都市公園法(昭和31年法律第79号)及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下、「バリアフリー法」という。)の一部改正に伴い、国の政省令で定められていた「都市公園の設置基準」ほか3基準を本市の条例で定めることになりました。

### 2 改正する条例

西東京市立公園条例

### 3 条例改正の概要

本条例は、都市公園法第3条第1項及び第4条第1項に基づき、これまで政令で定められていた「住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準」、「都市公園の配置及び規模の基準」、「都市公園に設けられる建築物の建築面積割合の基準」、並びにバリアフリー法第13条第1項に基づき「特定公園施設の設置に関する基準」を改正する条例です。

### 4 基準の考え方

本市においては、これまで国の基準を目標に都市公園の整備を行っており、参酌した基準が本市において適切な基準であると判断したため、国の基準と同一の基準を条例に定めるものとしますが、国の基準を参考に定める内容は次のとおりです。

基準	省令(国の基準)の内容	本市が国の基準を参考に定める内容
住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準	住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準が10㎡以上、市街地では5㎡以上	住民一人当たりの都市公園の敷地面積の基準は5㎡以上とする

(理由)

本市全域が市街地のため、省令(国の基準)を参考に1人当たりの都市公園の標準面積を5㎡としました。